

令和3年（行ウ）第594号 ビキニ環礁水爆実験行政処分取消請求事件

原告 増 本 美 保 外11名

被告 全国健康保険協会

原告ら第2準備書面

令和4年4月28日

東京地方裁判所民事第51部1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 南 拓人



外

原告ら訴訟復代理人弁護士 内藤 雅義



外

同弁護士 内田 耕司



目次

第1 はじめに	3
第2 ビキニ被ばく船員事件事実経過	4
1 ソ連の核実験と米国の対応	4
2 本件水爆実験をめぐる経過	5
3 民生利用に対処するための放射能物質の影響と利用に関する日米会議	11
4 被ばく調査の打ち切り（甲共14・172～174頁）	14
5 日米合意と日本世論対策	14
6 被ばく調査中止と日米合意の意味	19
第3 ビキニ被ばく船員の被害の取り扱い一とりわけ船員保険	20
1 船員保険	20
2 その他の船員保険の適用	23
第4 被害事実の表面化の経過	26
1 幡多ゼミ調査とその広がり	26
2 小塙事件と船員保険活用の可能性	28
3 NHK報道と被害発掘	29
第5 結語	30

(以下余白)

第1 はじめに

原告らの船員保険の申請は、多くが被告から職務上の事由の起因性がないという理由で不承認決定がされた。それは以下のようない内容であった。

「当時の被ばくした放射線量を直接確認することはできない。」「更に、当方において、乗船中に被ばくした可能性のある放射線量を評価したところ、放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったことを示す結果は確認できなかった。」「よって、届出の原因となった傷病は、職務上の事由に起因するものとは認められないことから、不承認と決定した。」とする（甲個2の4、甲個3の5、甲個5の6、甲個6の7、甲個7の7、甲個8の4、甲個9の4、甲個10の5）。

原決定を行った際、認定判断を担当した被告の担当者も、審査請求に当たった関東信越厚生局社会保険審査官も、再審査請求の審査に当たった社会保険審査会の審査長を含む審査員も認定申請者やその遺族から具体的な状況を聞くことなく、上記のような判断をしたものである。他の労災認定等と比較するとあまりに不誠実といわざるを得ない。

次回準備書面で詳述するように、被告が不承認決定で言う線量は、被ばく態様の全く異なる外部被ばく線量を基準としたものである。しかも、放射線の晩発性影響は、非特異的なのであり、これらの事情を踏まえると、被爆後の状況を様々な側面から聞き取らないと放射線の影響を推認する事情を把握することができない。

そして、事案の適切な判断は、国や被告らの元船員らに対して対応がどのような政治的背景からなされたものであるのかを理解することなしに行うことではきれない。

そこで、以下、最初にビキニ被ばく船員がどのように扱われてきたか、その背景を含めて述べることとする。

第2 ビキニ被ばく船員事件事実経過

1 ソ連の核実験と米国の対応

米国は、1945（昭和20）年8月6日、9日と広島、長崎に原子爆弾（以下「原爆」という。）を投下し、しばらくは原爆の独占が可能と考えていた。

しかし、4年後の1949（昭和24）年、ソビエト社会主义共和国連邦（以下「ソ連」という。）が原爆を完成させ、核独占は崩れた。これに驚いた米国は、水素爆弾（以下「水爆」という。）の製造を急ぐこととなった。

その背景として、国の在り方そのものを問題とする軍事・政治的な米ソ対立があった。すなわち、1949年10月には中華人民共和国の建国宣言がされ、1950年6月には朝鮮戦争が勃発し、1953年7月に休戦協定が成立したものの、世界的に米国とその同盟国とソ連を中心とする社会主义国との間の対立が続いていた。米国内世論的にも米国国内でも中国建国宣言がきっかけとして起こった反共マッカーシズムの延長側面がある。

米国は、1952（昭和27）年11月1日、第1回の水爆実験をエニウェトク環礁で行った。この水爆は、重水素や三重水素を液化して使う「ぬれた水爆」といわれ、重量が65トンもあり、兵器としてまだ実用性に向いていなかった。これに対し、ソ連は、1953（昭和28）年8月、米国に先駆け、重水素化リチウムを使い、重量が小さく実用的な「かわいた水爆」の実験に成功した。これにより、米国とソ連の核開発競争において、ソ連が初めて優位に立った。

このような事情の下で米国としては、軍事力の中核としての核兵器能力の開発・維持、そして、これを支える核技術の管理が求められた。

この内の前者の核兵器能力の開発・維持にかかる問題が、ビキニ環礁・エニウェトク環礁で行われた一連の水爆実験であり、後者の核技術の管理にかかる問題が、1953年10月の米国イゼンハワー大統領による国連総会における”Atoms for Peace”演説に象徴される原子力の民生利用を用いた核技術の

管理であった。そして、この両側面は、密接に結びついていた。

後述するように、1955年（昭和30年）1月4日の日米合意によって、水爆の被害は、第五福竜丸船員と漁業被害だけであるという方向が確立し、その結果、第五福竜丸以外のビキニ被ばく船員被害が放置されることになったが、日米合意は、軍事力の中核としての核兵器能力の開発・維持と、それを支える核技術の管理とかかわっているのである。そして、日米両政府は、原告らが被災した水爆実験で生成された放射性物質による人体影響が大きいとなると、ヒロシマ・ナガサキの体験のある日本では、第五福竜丸のビキニ水爆実験（プラボ一爆発）被災をきっかけに起こった原水禁運動が強まり日米安保条約による核抑止戦略に大きな影響を及ぼすとともに、当時日米で進められていた核管理体制を企図した原子力開発への反対につながる懼れがあったため、それを避けようとしたことが推測されるのである。また、原爆被害という反米につながる可能性のある技術核を新しいエネルギーとして未来につながる可能性を持つという夢を振りまくことによってそれを緩和する役割を期待したのである。

このようにして、日米両政府は1955年1月の日米合意により、ビキニ海域における水爆実験の被害のうち、人身被害については、第五福竜丸のみ焦点を当てた形に絞るとともに、国内で大きく問題となっていた漁業被害を鎮静化させることとした。つまり、放射性物質による被害の継続調査をするのではなく、終わった問題として処理することにしたのである。

本準備書面、冒頭で述べたように、原告ら船員保険申請者の調査を一切することなく、形式的には外的的な線量評価で終わらせていることとも通底する問題である。

そこで、2以下において、核実験後の日米合意に至る経過を述べる。

2 本件水爆実験をめぐる経過

(1) キャッスル作戦

米国は、訴状請求原因第2のビキニ環礁水爆実験（キャッスル作戦）で述

べた一連の 6 回にわたる本件水爆実験（キャッスル作戦）を実施した。米国は、航行禁止区域を設定していたものの、水爆実験を行うことについては他国に対して何ら事前の通告を行っていなかった。

(2) 第五福竜丸の被災

ここで最初に大きな問題となったのが、日本のみならず、世界的にも有名になった第五福竜丸の被災である。

第五福竜丸は、1954（昭和29）年3月1日、東経166度35分、北緯11度53分、ビキニ環礁から約160km東方の海上で操業中にブラボー実験により被ばくした（甲共12・48頁）。なお、同船のいたところは、航行禁止区域の境から30km以上東に離れていた（甲共9・5頁）。

同船は、被災後6時間以上かけて縄を揚げた後、全速力で東北東に進路をとった。その間に、きのこ雲は同船の方に流れていき、ついには巨大な黒雲が上空を覆った。やがて細かい雨と共に白い灰が降り、これを浴びた（甲共12・48～51頁）。

第五福竜丸は同年3月14日に焼津港に帰港したが、同月16日に読売新聞が「邦人漁夫ビキニ原爆実験に遭遇、23名に原子病、水爆か。」と題して大きく新聞報道をするや、世界的なニュースとなった（甲共1・22頁）。

船体から、強い放射能が検知されたが、そのときにはすでに、第五福竜丸が漁獲したマグロは14都府県に出荷されていた。事態の深刻さが明らかになると、どこへどう流通していったか分からない「原爆マグロ」と放射能の恐怖は、焼津から全国へ波及した（甲共12・51～53頁）。

(3) 当初の日米両政府の対応

日本国内の多数の科学者、保安庁、水産庁、厚生省、静岡県や焼津市の係官が焼津に急行した他、米国からは米原子力委員会のアイゼンバッド博士

(以下、単に「アイゼンバッド博士」という。) や A B C C (原爆傷害調査委員会) のモートン博士 (以下、単に「モートン博士」という。) が調査に訪れた (甲共 12・51~53 頁)。

日本での調査を終え米国に帰国した上下両院合同原子力委員会のジョン・パストア上院議員は、1954年(昭和29年)3月23日、同委員会の委員長に対し、水爆実験で日本人漁夫が受けた負傷は軽度なもので、後遺症を残すことはないであろうとし、「最初の報告は不幸にして事実をずっと大げさに誇張したもの」と報告した。それどころか、第五福竜丸がスパイ活動をするために航行禁止区域内に入った可能性さえ示唆した (甲共 14・154 頁)。

その2日後の同月25日、外務大臣が「公海上にアメリカが航行禁止の危険海域をつくったことは国際法違反とは言えないし、水爆実験は自由国家の仲間入りをした日本としては、これに協力するのは当然である。」と米国を弁護した。そして外務省は、公安調査庁に対し、C I C (米犯罪調査局) と協力して第五福竜丸にスパイの事実があったかどうか調べるよう指示した。この調査では、同船の船員23名全員の思想傾向、日ごろの言動、親戚や知人に共産党員がいるかどうかなどが調べられた他、焼津に集まった諸団体も調査対象となった。すなわち、日米両政府はむしろ、第五福竜丸が悪いという趣旨の対応を図った (甲共 15・159~160 頁)。

しかし、調査の結果、日本政府は、このような対応の困難性を認識し、日本政府は、同月27日、第五福竜丸が航行禁止区域外にいたにもかかわらず被ばくしたことを証拠資料を添付して米国政府に報告し、米国政府側も同資料を分析した。これを踏まえてか、アイゼンバッド博士とモートン博士が調査を終えて米国に帰国することになった同年4月9日、ジョン・アリソン駐日米国大使 (以下「アリソン大使」という。) は、初めて次のとおり遺憾の意を表明した。

「アイゼンバッド及びモートン両氏が日本を去るにあたり、ここに米国政府の名において、再び福竜丸の不幸な事件に対する深い遺憾の意を表し、入院中の乗組員の回復について懸念している。米国政府が被災者とその家族に対して補償し、また将来このような最も不幸な事故の再発を防止するためできうる限りの措置をとる意向であることは私がすでに発表したとおりである。」。これから後は、国内対策をしつつ日米関係への影響を最小限にし、船員らの国民の具体的被害よりも日米関係を中心とする国家の安全保障を優先したのである（甲共14・157頁）。

(4) 国内世論の推移と久保山愛吉の死亡

第五福竜丸以外の多くの漁船からも放射能に汚染された魚が発見されるようになり、「原爆マグロ」騒動はさらに全国的に広がりを見せた。

また、日本国内で放射能雨が測定されるようになり、同年5月16日から28日にかけて、降雨1リットル当たり、京都で8万600カウント、静岡で1万9500カウント、東京で1万カウントが測定された（甲共1・25頁）。

このように、「原爆マグロ」という形となって全国の台所を直撃し、さらに5月になると放射能雨になって日本全土を襲い始め、日本国民の間に放射能への不安が水爆実験への怒りへとつながった。

そして、この年1954年の9月23日、第五福竜丸の無線長であった久保山愛吉が40歳で死亡した。同人の死亡は、日本全国に広く報道され、1954年5月に東京都杉並区で主婦達を中心に始まった原水爆の禁止を求める署名運動は久保山の死によって大きく拡大することとなった。

(5) 被ばく調査

こうした中で本件との関係で問題となるのが、被ばくの調査である。

一つは、魚と身体の調査、そして、その基礎となる海の汚染調査である。

ア　調査の体制と米国との関係

第五福竜丸の被ばくが初めて報じられた当初は、東京都が入荷した魚類の放射能検知とともに、放射能検知をした場合に船員の身体の被ばく状況検査が行われたが、1954年3月18日に厚生省において原子爆発対策協議会が発足し、同日、水産庁では、築地、焼津、三崎、清水及び塩釜の5港（以下「指定5港」という。）を遠洋漁業の陸揚港と指定した。

同月24日、国内の多数の科学者、行政機関の係官、モートン博士などにより、医療対策に関する日米連絡会議が行われた。同会議後、外務省は、原爆症調査研究協議会を中心に患者の治療を研究することを表明した。同協議会は、1953（昭和28）年11月に原爆症患者の医療のために厚生省に設置された組織であり、米国の原爆傷害調査委員会（ABC）の支所に置かれていた。ABCが軍事目的に資するため設立され、医療を提供するのではなく、対象者をモルモット扱いをしたことは広く知られている。

厚生省は、同協議会を拡大し、1954（昭和29）年3月25日から活動を開始した。同日の協議会で、米国との今後の関係について、「米国側との学術的接触を今後如何にするかについて、同協議会に関する業務には、同協議会委員長を通じて行うものとし、個々に接触することは避けること」と決まった。それまでは、東京大学等で行われていた第五福竜丸の船員の容態等の発表についても、その公式発表はすべて同協議会を通して行われることになった。

その後、放射能問題が日増しに拡大していったので、厚生省は、同協議会を一旦解消し、同年10月15日に原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会を発足させることとなった（甲共1・30～31頁）。

イ 厚生事務次官による検査通知

厚生事務次官は、1954（昭和29）年4月26日、「マーシャル水域において漁労に従事し又はこの水域を航行した漁船についての検査の実

施について」（発衛第138号、甲共6）を発出し、水産庁の指定水域において漁業に従事し、又はこの水域を航行した漁船について検査・処理することとした。

また、水産庁は、その頃、上記指定水域を北緯2度ないし21度、東経152度ないし175度の範囲内と指定し、この水域において操業した漁船については、指定5港のいずれかに入港するよう義務付けた。

ウ 身体検査の実施状況

しかし、第五福竜丸以外のまぐろ漁船員で身体検査を受けたのは、高知船籍の第十三光栄丸、宮城船籍の第五明神丸、第十宝成丸、第一金毘羅丸以外は、知られていない。船員の入院が知られている弥彦丸、神通川丸は漁船ではない（甲共1・34頁）。

エ 俊鶴丸による海洋調査（甲共9・49～80頁）

上記の「原爆マグロ」騒動により、このままでは日本のマグロ漁業は壊滅する他ないという状況にまで陥った。しかも、米国は、水爆実験による漁業被害の影響を過小評価していた。日本政府としても、米国に対し、水産業界の巨額の損失に対する補償を請求に対応するのに実地調査で動かぬ証拠を突き付ける必要があった。

そこで、農林省と水産庁は、ビキニ環礁及びその周辺の海域における放射能の影響調査を行うことに踏み切った。農林省と水産庁は何度か会合を行い、農林省水産講習所所属の練習船であった俊鶴丸を同調査に起用することとなった。

こうして、俊鶴丸は、1954（昭和29）年5月15日、東京湾を出航し、同年7月4日までの51日間に亘り、東京からビキニ環礁周辺及びその南方において、魚類、プランクトン、海水及び大気の調査、気流及び海流の測定などの調査を実施した。同船には、魚類、生物、環境衛生、気象、海洋関係の専門家、報道機関の記者、臨時の漁夫など、船員を合わせ

て74名が乗り込んだ。また、パイロット・バルーンや電磁海流計、エクマン・メルツ流速計の他、シンチレーション計数器、ガイガーカウンタ、サーベーメーターなどが積み込まれた。

その結果、5月下旬には、海水、プランクトン、魚から放射能が検出され、船体も漁網も手袋も放射能で汚染された。その後、ビキニ環礁の上流に当たる地点で、ビキニ環礁からは1000kmも東に離れていた地点でもより高い放射能を検出した地点があった。

位置を変えて調査すると、ビキニ環礁にあと300kmくらいにまで近付いた同年6月11日頃より、海水から検出される放射能が再び増え始めた。そして、北緯10度55分、東経163度51分の観測点において、この調査で最大の放射能が検出される等した。

俊鶴丸が帰港した後、同船の調査団長である矢部博高知市南海区水産研究所長は、「この間、採られた資料の数は非常に多数にのぼり、これらについては十分に時間をかけて総合的に考察しなければ早々に結論は出せないとは思いますが、率直に申し上げると水爆の実験が海水や魚類その他の生物に大きな影響を与えていたことが分かりました。」と述べた。

3 民生利用に対処するための放射能物質の影響と利用に関する日米会議

1でも述べた通り、核技術、それに伴う放射線被害問題は、軍事利用だけではなく、核技術の民生利用とも密接に結びついている。これとも関係するのが、日米会議とその流れである。

(1) 米国による原子力の平和利用計画

米国のアイゼンハワー大統領は、1953（昭和28）年12月8日、国連で「原子力の平和利用」("Atoms for Peace") 計画について演説を行い、原子力発電の普及のため、原子力に関する情報を民間と共有することを述べた。この路線に沿って、米国では、1954（昭和29）年に改正された原子力法では、同法の成立以来初めて、米原子力委員会の独占的管理下にあつ

た原子力情報は、米国企業、友好国と共有する方向に進んだ（甲共14・166頁）。

現在の核拡散防止条約の規制の仕方ともかかわるが、核の民生平和利用のためには、ウラン濃縮、プルトニウム抽出という核兵器の原料と結びつく機微技術とかわかり、その管理を図るとともに、エネルギー問題という国策とも密接に結びつく問題である。そのために核と放射能（放射性物質）への反感除去が重要であった。

日本政府は、原子力の導入に対して積極的であった。1954年3月2日ブラボー実験の翌日には、原子力予算が提出され、3月5日には通過している。これは、国内で第五福竜丸被災が報道される前のことである。これらの流れを受けて、同年10月、2名の国会議員が渡米し、原子力の導入のための交渉に当たった。そして、同年11月12日、米原子力委員会は、機密解除された原子力発電関連文献を日本政府に提供した（甲共1・49頁）。

また、1954年10月、米原子力委員会のトーマス・マレー委員は、原子力発電所と核兵器の関係に言及しながら、日本に原発を提供することを提案し、1955年1月には、シドニー・イエーツ下院議員が議会で広島への原発提供の提案をし、更にその後、1955年から1957年にかけて、米国広報文化交流局と読売新聞・朝日新聞ほか地方紙各社の共催で原子力平和利用博覧会が開催につながっており、核と放射能の恐怖を和らげる動きにつながっていく。

(2) 放射能物質の影響と利用に関する日米会議（甲共14・166～171頁）

この原子力民生利用と水爆実験被害を結びつけるものが。1954年11月15日から同月19日にかけて開催された放射能物質の影響と利用に関する日米会議（以下「日米会議」という。）である（甲共1・49頁）。

米国側からの出席者は、原子力委員会生物医学部生物課長、同委員会生物医学部生物物理課長、同委員会生物医学部博士、同委員会情報サービス部長、

同委員会ニューヨーク事業管理事務所衛生安全研究所長、同事務所分析課長及び農務省土壌水利管理部化学主任であった。いずれも米国政府の科学者であり、1人を除いてすべてが米原子力委員会の科学者であった。他方、日本側の出席者は、医学部の教授であっても放射線学が専門で、実際に第五福竜丸の船員の診察に当たっていたような医学関係者、病理学者はいなかった。

日米会議では、人体に対する放射線の最大許容線量・放射線物質による汚染の除去方法等について議論され、初日の共同発表において、魚から10cm離れたところからガンマ計数管で毎分500カウント以下の放射能がある場合は、食料として十分安全である旨の声明が出された。

(3) 日米会議前のアリソン大使の忠告等（甲共14・174頁～175頁）

日米会議が開催される前、アリソン大使は、同会議に出席予定の米原子力委員会の科学者5名に対し、同会議のあり方について「議題に含まれている分野について科学者同士が完全に自由な情報交換をしているという印象を与えることは、米国側が原子力科学に関して過度に隠し立てをしているという印象を一掃するのに有益だ。」と述べた他、「広報対策をうまく行わなければ、3月1日の放射能事件への補償問題を新たな議論でかき回すことになり、日米関係に、また日本の対米世論に対して、予測外の害を与えることになるだろう。」と述べた上、「会議で毎日行われる公式の記者会見においても、また個々の代表メンバーによる報道関係者との会見においても、科学的な情報交換と核実験問題との関係には言及してはならない。」と忠告した。

(4) 日米会議後の書簡

日米会議が終了した翌日の同年11月20日、同会議に出席した米原子力委員会のポール・B・ピアソン博士は、同委員会生物医学部長に宛てた書簡において、「我々が予想したよりもずっと会議はうまくいったと皆が感じた。」、「会議の重要な成果の1つは、厚生省が、1分間当たり100カウントという現行の最大安全限度がおそらく厳しすぎること、この件に関してさらに検

討するための会議を招集することを発表したことだ。このことはマグロ産業の損失への賠償金に関して重要な影響がある。」と述べた（甲共14・171～172頁）。

4 被ばく調査の打ち切り（甲共14・172～174頁）

日本政府は、日米会議の約1か月後である1954（昭和29）年12月28日、被ばく調査を中止することを閣議決定し、厚労省は、同日付け「マーシャル水域において漁撈に従事し、又はこの水域を航行した漁船についての検査の中止について」（発衛第384号厚生省公衆衛生局長通達）を発出し、「魚類のせっ取により人体に対し危険を及ぼすおそれが全くないことが確認されるに至った」として、「昭和29年12月31日限り中止することに決定した」とされた。これにより、厚生省は、同年12月31日、本件被ばく調査を中止した。このようにして魚介類、船体の被ばく調査は中止された。その結果、当然のことながらこれに伴っていた船員の被ばく調査も中止されることとなった。

5 日米合意と日本世論対策

先に述べた通り、日本の世論に大きな影響があったのが、第五福竜丸被災と魚介類の放射能汚染問題の補償問題である。これに対する対策として、被ばく調査の中止とともに、被害補償の決着であった。

以下すでに述べたことにも触れつつ、この点に関する概略を述べる。

- (1) 米原子力委員会は、ブラボー実験当日の1954（昭和29）年3月1日、第7統合任務部隊がマーシャル諸島にある太平洋核実験場で原爆を爆発させたという声明を出した（この時点では、水爆実験であることを公表していなかった。甲共14・152頁）。
- (2) 同月11日付け米上下両院合同原子力委員会の文書によれば、米原子力委員会は、ロングラップ環礁の住民82人とウトリック環礁の住民154人の合わせて236人の住民と28人の米兵が「非常に高レベルの放射線」によって被ばくしたことを認めていた他、国連信託統治領に居住していた住民が

被ばくしたことの問題性を指摘する声に対して「ロシア（ソ連）がこの不幸な出来事を使ってプロパガンダを行う恐れがある」との懸念が示されていた。

他方で、米原子力委員会は、同文書と同日の同年3月11日、「これらの人々は思いがけなく若干の放射能にさらされた」と発表した。

(3) 上記のとおり、同年3月16日、読売新聞が第五福竜丸の新聞報道をするや、これは世界的なニュースとなり、同月17日、米国は水爆実験を行ったことを認めた（甲共14・154頁）。

(4) アリソン大使は、1954年6月17日、米上下両院合同原子力委員会の秘密会において、日本人は広島・長崎における原爆のことをいまだに覚えており、個々の米国人への個人的敵意はない、あるいはあってもほとんどないが、米国全体への敵意は、原爆を投下したがゆえにあるなどと述べた。また、「法的訴訟手続きによらない形で、できるかぎり早急に解決をすべきだ。われわれは、将来前例とはならないような、一括払いでの *ex gratia*（エクス・グラティア）による解決を提供するべきである。」と提言した。

(5) 上記のとおり、同年7月4日、俊鶴丸が帰港し、太平洋の汚染状況が公表された。

さらに、同年9月23日に第五福竜丸の無線長であった久保山愛吉が死亡したことで、日本国内での水爆実験ないし米国に対する批判的世論が高まつた（甲共14・161頁、甲共18）。

同年5月に東京都杉並区で始まった原水爆禁止署名運動は、8月に日本原水爆禁止署名運動全国協議会が結成され、同年12月末までに2000万名以上にのぼる原水爆に対する反対署名が集まることとなった。

(6) 同年10月23日付けの「岡崎・ロバートソン会談に関する件」と題する緒方大臣と井口大使との間の文書や、同年10月30日の国務省から在日米大使館に宛てた電報、更に同年12月14日付けの重光大臣発・在米井口大使宛ての「ビキニ事件損害の補償に関する件」と題する文書などを見ると、

米側案の基本的考え方は、①本件補償は一に人道的考慮と米側好意に基き、法律上の責任の問題を全く度外視して行われるものである点を公文の中に明記を求めること、②本件補償ですべてを解決せんことを目的として行われるものであるから、今後まぐろを投棄することがあっても、また不幸にして更に死者が出ても、追加の支払は行わない建前であり、この点を公文中に明記し置きたいこと、の二点とされた。

(7) 日米合意の成立

以上の経過を経て、日米合意、すなわち、1955（昭和30）年1月4日に行われた「ビキニ被災事件の補償問題に関する交換公文」は、以下のとおりである。アリソン在日米国大使に対する重光外務大臣に対する交換公文の形で成立した（甲共19）。

「書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、マーシャル群島における原子核実験から生じた日本国の請求に対する補償に関する本日付の閣下の次の書簡に言及する光栄を有します。

本使は、マーシャル群島における原子核実験の結果身体および財産上の損害を蒙つた日本国国民に対する補償に関する閣下との最近の会談に言及する光栄を有します。

これらの実験の際に日本国の漁夫が蒙つた傷害に対し、アメリカ合衆国の政府および国民が表明した深い関心及び心からの遺憾の意並びにこれらの傷害を受けた漁夫の幸福と福祉に対するアメリカ合衆国の深甚な願望は、閣下の御承知のところであります。アメリカ合衆国政府は、その傷害に対する同政府の関心及び遺憾の意を附加的表現として、金銭による補償を行う用意があることを明かにしました。

本使は、アメリカ合衆国政府が、マーシャル群島における千九百五十四年の原子核実験の結果生じた傷害又は損害に対する補償のため、二百万ドルの金額を、法律上の責任の問題と関係なく、慰謝料として、日本

国政府に対しここに提供することを閣下に通報します。

アメリカ合衆国政府は、前記の金額が日本国政府のみの判断により決定される衡平な方法によって配分されるものと了解するとともに、前記の金額が日本国漁夫の各人の慰謝金並びにその医療及び入院の費用として日本国政府が提出した請求に対する分をも含むものであるとみなします。

アメリカ合衆国政府は、日本国政府が、前記の二百万ドルの金額を受諾するときは、日本国並びにその国民及び法人が前記の原子核実験から生じた身体又は財産上のすべての傷害、損失又は損害についてアメリカ合衆国又はその機関、國民若しくは法人に対して有するすべての請求に対する完全な解決として、受諾するものと了解します。

閣下が、貴国政府が前記の金額を受諾されるかどうか及び前記の本国政府の了解が貴国政府の了解でもあるかどうかを本使に通報されれば幸であります。前記の金額が受諾される場合には、本使は、この書簡及びその金額を受諾する閣下の回答を、両国政府のこれらの相互の了解を確認するものとみなすことを提案する光栄を有します。

本大臣は、提供された前記の金額を日本国政府が受諾すること及びその受領をここに確認することを閣下に通報する光栄を有します。本大臣は、さらに、貴国政府の前記の了解が日本国政府の了解でもあること及び閣下の書簡及び前記の金額を受諾するこの回答を、両国政府のこれらの相互の了解を確認するものとみなすことを閣下に通報する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十年一月四日

外務大臣 重光 葵

アメリカ合衆国特命全権大使 ジョン・エム・アリソン 閣下」

このようにして、200万ドルの Ex Gratia (慰謝料として翻訳、公表されたが、見舞金)、水爆実験に伴う身体上、財産上の被害はすべて解決された形となった。

(8) 200万ドルの分配

1955（昭和30）年1月12日、鳩山内閣は、ジョン・フォスター・ダレス国務長官に対し、「ビキニ被災問題妥結は、日本政府による日本の反米感情を一掃するための具体策だ」との書簡を送った（甲共15・173頁）。

また、日米合意に対し、同年1月10日、全国かつおまぐろ漁業者大会において、同漁業者が要求している20億5051万0300円と200万ドル（当時の日本円で7億200万円）との差額の支払を求める抗議の決議がされたり、同月17日、学者から厚生大臣に対して被ばく調査中止に関して時期尚早であるとする質問状が提出されたりした（甲共15・173頁、甲共20、21）。

しかし、日本政府は、同年1月11日に「ビキニ被災事件損害の補償措置に関する打合会（会長内閣官房長官）」を設置して関係各省担当官の10数回に亘る協議を経て、同年4月28日、200万ドルの慰謝料についての閣議決定を行い、これを後述のとおり分配した（甲共22）。

すなわち身体関係合計7974万円のうち第五福竜丸1隻が7766万1000円と97.4パーセントを占める。被災船数、被災船員数を考えるときわめて異常である。

ア 治療費 計2547万4000円

　a 第五福竜丸の船員関係 2486万9000円

　　船員保険特別会計の支出（今後の所要見込み額を含む） 2381万9000円及び国立病院の特別治療費105万円

b その他船舶の船員関係 60万5000円

船員保険特別会計の支出実績

イ 慶謝料及び傷病手当金 計5426万2000円

a 第五福竜丸の船員関係 5279万2000円

＊＊氏（原告ら注；久保山愛吉と解される。）慶謝料550万円、22人分慶謝料4400万円及び船員保険特別会計の傷病手当金22人分329万2000円

b その他船舶の船員関係 147万円

船員保険特別会計の傷病手当金の支出実績

ウ 漁獲物廃棄による損害 計7928万9000円

エ 危険区域設定による漁船の損害 5116万3000円

オ 魚価低落によるまぐろ生産者の損害 計4億5420万4000円

オ 商船関係損害 127万2000円

カ 流通業者等の損害 計4100万円

キ その他 計1333万6000円

6 被ばく調査中止と日米合意の意味

以上を要約すると、以下の点が指摘できる。

(1) ソ連の核実験と体制対立

水爆実験が米ソ対立、中華人民共和国建国、朝鮮戦争という日本をめぐる安全保障をめぐる環境とソ連の原爆開発、水爆開発という流れの中で起こったており、日米政府にとって核抑止力の維持は安全保障政策上、極めて重要な課題であったという背景がある。

(2) 原子力民生利用による核技術管理と日本の原子力政策

これとの関連で見る必要があるのは、米国が、核兵器と核の民生利用（その結びつきは、核拡散防止条約を見ても明らかである）との関係から核技術の囲い込みを図ろうとして、日本がこれに対応していた時期であることであ

る。すなわち、1953年12月に米国のアイゼンハワー大統領は、原子力平和利用計画を発表し、これを受けた日本国内でもその動きがある中で、第五福竜丸事件が起こったということである。

(3) 国内の原水爆禁止運動への危惧

第五福竜丸事件の船員被災とその後の魚介類（とりわけ、マグロ）の放射能汚染の不安から、原水爆禁止署名運動が開始されて全国化し、1954年9月23日に第五福竜丸の無線長であった久保山愛吉氏が死亡したこともあり、署名運動が大きく高揚した。この原水爆禁止署名と反対の声に対し、日米両政府とも安全保障政策政策に与えることへの危惧を示した。この点は日本の原子力政策にも影響を与えると考えられた。

(4) 日米会議による調査中止と日米合意による日本の世論の鎮静化

こうした中で、水爆実験の調査を中止するためにとられたのが、日米会議であるが、この日米会議は、民生利用問題（原発問題）と結びついて開催されたことが明らかである。そして、他方、水爆実験に伴う人体被害および財産被害補償請求を鎮静化するためにとられた措置が日米合意である。

これらによって水爆実験被害調査が中止され、その補償問題は決着したと取られることになったのである。身体被害については、その後放射線医学総合研究所（現在、国立研究開発機構量子科学技術研究開発機構）が第五福竜丸被災船員についてのみ追跡調査を行った（ちなみに有識者会議の座長を務めた明石真言氏は、その理事であった。）。そして、200万ドルに身体被害補償対象を見れば、その問題は明らかであろう。

第3 ビキニ被ばく船員の被害の取り扱いーとりわけ船員保険

1 船員保険

(1) 弥彦丸の船員保険適用

ア 弥彦丸のビキニ被災

弥彦丸はタヒチ（マカテア）からリン鉱石を運んでいたが1954年

3月1日のブラボー爆発当時ビキニ環礁の東北483kmの地点を通過したが実験には気が付かなかった。3月16日に日本に帰港後、3月22日に再度出港し、5月30日に帰港した。この間、ビキニ海域では4回の核実験が行われた。彌彦丸には船医が乗船していて船員に注意したが、復路の途中から、倦怠感、食欲不振、頭痛などを訴える者が多く現われ、重症の12人が岡山県玉野市の三井記念病院に入院し、そのうち白血球減少が認められた6人が、岡山大学附属病院に入院した。

イ 船員保険の適用

船員保険が第五福竜丸に使われたが、兵庫県民生部保険課長は、1954（昭和29）年7月16日、厚生省保険局船員保険課長に対し、「『放射性物質』により発した疾病に関する保険給付について（伺）」（兵険船発第1528号）と題する文書により、問い合わせた。

「当所管、＊＊所属被保険者＊＊五名は、汽船『彌彦丸（十〇、八二二重量）』に乗船、本年一月十三日より五月三十日に至る間に、八幡一ホノルルーマカテヤー川崎及び横浜一ホノルルーマカテヤー芝浦間に就航したものであります。五月三十日芝浦入港後の身体検査の結果白血球が減少してをり、重ねて岡山大学附属病院において再検査したところ『放射性物質による白血球減少の疑』または内一乃至二名の者は『骨髄障害』が認められ現に入院治療を受けたものでありますがこれに関する保険給付の申否について左のとおり疑義を生じましたのでその取扱いについて至急何分の御指示を賜りたく関係書類の写を添えて伺います。（中略）とした。

その照会内容は、①放射性物質による白血球減少があるいは、白血球減少も疾病の範囲に属するか、②疾病に属するととして、保険事故に当たるか（ちなみに、船員保険は健康保険を兼ねている）、③さらに保険事故として「職務上の事由」として扱うかについてである（甲共16）。

これに対して、厚生省保険局船員保険課長は、同年8月26日、兵庫県民

生部保険課長に対し、「『放射性物質』により発した疾病に関する保険給付について（回答）」と題する文書を発出した。同文書の内容は、以下のとおりである。

「昭和二十九年七月十六日兵険船発第一五二八号にて照会があつた標記については、左記のとおり回答する。

記

一、単なる白血球の減少が直ちに、給付の対象となるものではないが、その白血球の減少が医師の治療を要すると認められた場合には給付の対象となる。

二、全身倦怠その他の異和を訴えて来た場合は、これを給付の対象とする。単なる健康診断は給付の対象とはならない。但し、診察又は検査の後医療を要するものと認められた場合には、初診から給付の対象とする。

三、前二項により、白血球の減少が疾病給付の対象となり得るものであるときは、その疾状がビキニ水爆実験により生じたものであつても、保険事故として取扱うものとする。

四、当該白血球減少症の職務上外の取扱については、御求照の三の一前段によつて処理せられたり。」（甲共17）

以上のとおり、厚生省は、第五福竜丸以外の船員も、船員保険法に基づく職務上の保険事故として扱い得るとしていた。

ここで問題となるのが、職務上の事由に当たるかに関する質問の③つまり、回答の三であるが、兵庫県保健課長のこの点の質問は、次のようなものであった。

「三、『保険事故』として認めるとき『職務上』とするかどうかについて
一、この事故を『保険事故』である『疾病』とする場合果して、これを『職務上』または『職務外』の何れにするかについては極めて疑義の存するところであり、即ち原因がいわゆる『水爆実験』による『放射性物質』によるも

のであるということを考慮に入れないならば単に『白血球の減少』という症状が直ちに職務に因果関係をもつて発するものとは通常考へることはできないが、この場合は明らかに『放射性物質による減少の疑』であり当該船舶が勿論禁止乃至は危険区域を避けて航行したとはいゝながら『職務遂行上』通過しなければならない就航路を航行したことによりたまたま汚染され発生したものであつてそれ以外に原因と理由が認められないとするならば間接或は直接に因果関係を有するものと認めざるを得ないものか或はたまたま危険区域附近を航行したとはいゝながら明らかにそのことにより『発病』したものとする決定的な事実と証明がない限り、『職務上』と認めるることは困難である。果して何れによるか。」（甲共16）

つまり、当時、保険者であった国（厚生省）は、他に原因が考えにくいのであれば、職務上の事由と判断すべきだとしたのである。

このような理解は、とても重要であると考える。

2 その他の船員保険の適用

本件は、船員保険が積極的に適用されていれば、被災船員の状況が把握できた可能性があったという点である。

(1) 極めて少数の実際適用例

実際の適用例は、弥彦丸などの少数の貨物船であり、漁船については第五福竜丸を除くと第十三幸栄丸しか判明していない。

事実、日米合意による見舞金 200 万ドルのうち、船員保険でつかわれたのは、第五福竜丸以外は、上述第 2、5(8)の通り、船員保険特別会計に支出された治療費 80 万円、および傷病手当金 147 万円にすぎなかつたのである（第五福竜丸と対比されたい）。

その後の高知の幡多ゼミの調査や後に提出する「蒼」の記事等によれば、漁船員が身体の異常や不安を訴えながら医学的検査を受けなかつたことが明らかになっており、もし、船員保険の適用が進められて積極的な検査が行

われ、それに基づいて追跡調査が行われていれば、多くの漁船員が見捨てられるることはなかったと考えられる。

(2) 申請の壁

ア 身体調査の方法

それではなぜ、このようなことになったのか。

確かに、第五福竜丸ほど急性症状が認められなかつたという経過はあるかもしれない。しかし、前述した状況から魚の放射能汚染調査が中止になる前に多くの船で放射能汚染が認められたが、その際、放射能汚染があり、かつ、その船の船員に身体の異常を認められる場合でも、船員保険の適用に結びつく医学的検査は実施されなかつた。

イ 調査中止と日米合意による放棄

このように、船員の訴える不安は勿論、身体異常は異常の声さえ無視された。その理由は、当時の世論は魚の汚染にだけ目が行ったのである。船主も世論を受けて魚には目が行ったものの、船員の声に目を向ける余裕はなかつたのである。

ウ 自らの生活

船員達も、魚が売れてその売り上げの分配を受けて生活していた。生活に余裕があるわけではなかつた。生活の安定のため船員保険が適用される必要があつたが、残念ながらそれを船主に求める力はなかつた。

エ 申請をしなかつた経過

魚介類、船体の放射能汚染調査が行われているときでさえ、一定の線量が示されたときにこれに付随して船員の身体の汚染調査が実施されたにすぎず、船員の身体汚染調査が実施された場合でも、血液検査等の医学的検査が実施されることはなかつた。まして、放射能汚染調査が中止されば、船員の身体に対する追跡調査がされる可能性はなくなる。

オ 厚生省の責任

日米政府という外務省、内閣のマターという一面はありつつも当時厚生省が船員保険を所管しており、また、船員を含む国民の健康維持・向上に努める職務を有していたことを考えれば、前述(1)被ばくした船員の健康状況を把握していれば、政府としては、単に放射線量の測定だけではなく、血液検査の受診やこれに基づく船員保険の適用を広く訴えるべきであった。

ところが、それを進めなかつた。政府は、調査を中止し、補償請求を放棄してしまつたことを考えれば、その政府の一員である厚生省には大きな責任がある。そうであれば、その後身である被告もその負うべき責任を引き継いでいるといわなければならない。

本件のような放射性降下物の被災を放置し続けてよいのかという問題である。

力 原爆医療法から被爆者援護法へのビキニ被災者の除外

第五福竜丸事件をきっかけに原水爆禁止署名運動が、開始され 1955 年 8 月には第 1 回原水爆禁止世界大会が開催され、ここには裁判官も含め非常に広範な市民が参加し、ここで原爆被爆者が初めて参加した。そして、翌 1956 年 8 月には、日本原水爆被害者団体協議会（「日本被団協」）が結成された。そして、この運動の後押しがあって 1957 年（昭和 32 年）3 月には、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（「原爆医療法」）が制定された。原爆医療法 2 条には、被爆者の定義が規定されているが、放射性降下物の影響を受けた人々も被爆者の対象となっているが、第五福竜丸船員も含めビキニ被ばく船員はその対象となつてなかつた。この被爆者医療法の主務官庁は厚生省であり、船員法と主務官庁が同じであることを考えると、船員保険法の適用に当たつては、この点を十分に踏まえた認定がなされるべきである。

(3) 弥彦丸船員平良氏の再適用申請と社会保険庁の対応

前述の岡山大学付属病院に入院した6人のうちの一人である平三義は、他退院後、長崎で通院治療を続けたが、病気欠勤が多いということで会社をクビとなり、船員保険1975年2月船員保険が打ち切られた。そこで、長崎県行政監察局に船員保険の続行給付を訴え、全日本海員組合から当時、厚生省から船員保険法の担当を受け継いだ社会保険庁の船員保険課長宛に適用を要請したが、長崎県は最終的に1978年8月に適用申請を退けた。

この件に関し、朝日新聞による調査がなされ弥彦丸の多くの船員の被災が明らかになった。がんで多くが死亡し、そして、がんなどに罹患していたのである。ところが、この報道は全国版には掲載されず、西日本版に掲載されただけであった。

第4 被害事実の表面化の経過

このように、様々な形で船員達は見放された。

しかし、その後、以下に述べるような経過から、高知を中心に少しづつビキニ事件が少しづつ表面化する。

1 幡多ゼミ調査とその広がり

(1) 幡多ゼミのビキニ被ばく船員との出会い

1983年夏高知県幡多地域（高知県の西側）の漁村の地域に高校教師、特に山下正寿を中心に「幡多高校生ゼミナール」（以下「幡多ゼミ」という）という地域から現代史を考えるサークルが誕生した（生徒数約50名、顧問教師約10名）。1985年、原爆被爆40周年の被爆者調査の中で、長崎で被爆した藤井馬さんの話を聞く中で、長崎で被爆し、そのと、マグロ船員となった馬さんの次男藤井節弥さんが、1960年8月に神奈川県久里浜の入院先を抜け出して、入水自殺したことを知る。これをきっかけに、漁船員の調査が始まる。

幡多ゼミは、更に高知県東部の室戸地区で室戸岬水産高校の実習生として

1954年5月に船に乗り組んでビキニで被災した谷脇正康さんが体調を崩し、室戸に戻り、同年12月に急死したことを知る。

(2) 舶多ゼミのその後の調査

上記二つの事例を大きなきっかけに幡多ゼミに参加する高校生は高知県内の被災船員を聞き続けた。長い間、船主に対する遠慮、地域への配慮などから沈黙していた漁船員たちが、高校生の熱意と純粋さに押されて少しづつ、被災の状況、被災後の事実を語り始めた。

調査によると、1954年当時、県内の180隻余りの援用マグロ船のうち、約120隻（延べ270隻）が汚染マグロを廃棄したとされる。

幡多ゼミでは、その後、焼津を訪ねたり、沖縄を訪問するなどした。

(3) 高校生外への呼びかけ調査と拡大

こうした中で幡多ゼミの高校教師は、1985年9月に高知県下の科学者、医師、ビキニ被災者、漁船員、平和活動家、教職員を中心とした高知県ビキニ水爆実験被災調査団（以下、「調査団」という・現在「太平洋核被災センター」に改組）が結成された。また、国会でも山原健二朗衆議院議員による質問等がなされた。

調査団は、1986年に高知県民主医療機関連合会の協力により、土佐清水市（幡多地域）、室戸市（室戸地域）での被災漁船の健康調査等を行った。

これを受け、高知県は、保健環境部長が原爆被爆者と同じように保険行政を検討する」と答弁し、土佐清水市長も「市独自の調査を行う」などを約束し、調査も行われた。これらを受けて1988年5月には、「高知県ビキニ被災船員の会」が結成され、調査も進められた。

(4) 高知県外調査

こうした高知県の運動に触発されて、高知県外でも調査がされた。

たとえば、1987年1月に発行された雑誌「蒼」5月号には、ビキニ海域で被ばくしながら放置された漁船員や家族の声が、生々しく報告されている。

これらについては、追って準備書面で詳しく述べる。

2 小塚事件と船員保険活用の可能性

(1) 小塚事件—船員保険適用

こうした中で高知の動きと関連して船員保険と結びつく動きとしてあつたのが、静岡の間接医師の協力である。静岡に居住していた第五福竜丸の漁船員の小塚博が慢性肝炎となり、医療費がかかるので何とか他ならないかといい、元船員の事後調査をしていた間接元医師に相談があった。間接医師は、静岡の阿部浩基弁護士に相談をした。そこで当初は損害賠償も考えたが船員の職務上の事故としてもあることから、1998年9月に船員保険の療養給付の適用申請を行った。ところが、翌1999年1月末不承認とされた。その理屈は、1957年に小塚は「社会通念上の治癒」となったが、その後、再発した疾病は別疾病となり、その当時は船員保険の被保険者資格を喪失しているので、療養の給付はできないという理由であった。

しかし、これは明らかに医学上の常識に反する。最初の被ばくと現在の状態との間に医学的因果関係があることは、明らかであるからである。そこで、小塚は社会保険審査官に審査請求をしたが、1999年5月26日に同じ理由で審査請求は棄却となった。社会通念上の治癒は、1954年、55年当時の通達に基づくものであった。

そこで社会保険審査会に再審査請求を行い、2000年5月25日に公開審理が行われ、そこには、第五福竜丸の元船員である大石又七も代理人として意見を述べた。その結果、同年7月31日付で原処分を取り消すという裁決がなされ、小塚の船員保険請求が認められた。

(2) 第五福竜丸のその他の船員

その後、この事件が先例となり、大石又七による働きかけもあり、第五福竜丸の元船員のうち肝臓病で死亡した元船員の遺族に遺族補償がなされるようになった。

しかし、第五福竜丸は日米合意に伴って支払われた「慰謝料」(見舞金)を受領していたことから、周囲からはねたみの対象とされ、なかなか表に出られない状態が続いていたのである。

(3) 山下と聞間の出会い

こうした中で2004年のビキニデーにおいて、幡多ゼミの山下と小塙事件に関与した聞間医師が出合い、その後、第五福竜丸事件以外のビキニ被災船員についての船員保険の適用に向けて調査が行われるようになった。

3 NHK報道と被害発掘

(1) ビキニ被災船員の会の中心メンバーの死亡

山下と聞間がであう前の2002年頃には、高知県で設立された「ビキニ被災船員の会」の中心メンバーはすでに死亡していた。

(2) 調査団の運動再開

船員保険の可能性が見えるころ、「調査団」も2003年（平成15年）1月に運動を再開し、翌年3月に橋本大二郎高知県知事は、当時「晩発性障害は、広島長崎の被爆者で見られ、ビキニ被災船員にも同様なことがみられるのではないか」「健康面で決着済みとは言えない」との答弁していた。

そして、高知県は、ビキニ被災船員を対象に5か所で問診と血液検査を実施した。

(3) 放射性降下物記録の存在報道

こうした中で2010年9月、朝日新聞はキャッスル作戦放射性降下物に関する公文書の存在を報道し、更にNHK広島は、2013年に米国公文書館で、核実験による被災船のリストを発見し、同年6月に外務省に文書開示を要求した。その結果、同年11月に資料の開示がなされた。

更に山下らは、2014年7月に厚生労働省に対し被災状況に関する資料を探すように求めたところ、同年9月19日に資料を開示した。

そのうえ、線量が低く晩発性障害を引き起こさないという見解を合わせて

示した。

(4) 国家賠償訴訟と船員保険申請

これらを受けて、国家賠償請求訴訟を提訴したが、国家賠償請求訴訟については、除斥期間などを理由に

また、併せて原告らは船員保険申請をしたが、その経過は、本年 3 月 30 日付け原告ら第 1 準備書面で述べたとおりである。

第 5 結語

以上が本件の背景である。

被告は、ビキニ船員が被災時に船員保険を担当していた厚生省の責任を引き継いでおり、当時の厚生省は、当時の政府の一員として、

また、本来、ビキニ被災は、原爆医療法制定のきっかけをつくったものであり、それを切り捨てたことも含めて、原爆被爆者同様の起因性認定基準で運用されるべきである。

むしろ、国民の健康に配慮すべき立場であったことを考えると調査を放置した責任は大きく、ビキニ船員に対する起因性の判断にあたっては、これらを十分に踏まえた判断がなされるべきである。

以上